

予 算 要 求 資 料

令和3年度当初予算 支出科目 款：教育費 項：教育総務費 目：私立学校振興費

事業名 私立高等学校等奨学給付金

(この事業に対するご質問・ご意見はこちらにお寄せください)

環境生活部 私学振興・青少年課 私学助成係 電話番号：058-272-1111 (内 2462)

E-mail：c11151@pref.gifu.lg.jp

1 事業費 205,267 千円 (前年度予算額：160,967 千円)

<財源内訳>

区 分	事業費	財 源 内 訳							
		国 庫 支出金	分担金 負担金	使用料 手数料	財 産 収 入	寄附金	その他	県 債	一 般 財 源
前年度	160,967	53,655	0	0	0	0	0	0	107,312
要求額	205,267	68,422	0	0	0	0	0	0	136,845
決定額	205,267	68,422	0	0	0	0	0	0	136,845

2 要求内容

(1) 要求の趣旨 (現状と課題)

- 平成26年度から、高等学校等生徒の授業料以外の教育費負担の軽減を目的として、低所得の世帯を対象とした「奨学のための給付金」制度が創設された。全国都道府県において一律単価ではほぼ同じ基準で実施。
- 全ての意志ある生徒が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、低所得世帯の生徒に対して奨学給付金を支給する (国庫補助率 1 / 3)。

(2) 事業内容

- 平成26年4月以降に就学支援金支給対象校へ入学する者のうち、非課税世帯及び家計急変により非課税相当と認められる世帯の生徒に対し、教科書費、教材費、学用品費、修学旅行費等相当額として、奨学給付金を支給する。

(3) 県負担・補助率の考え方

【補助率】： 県 2 / 3 国 1 / 3

3 事業費の積算内訳（単位：千円）

○世帯区分及び支給額

1	生活保護世帯	52,600 円
2	非課税世帯（通信制・専攻科以外） 第1子	129,600 円
3	非課税世帯（通信制・専攻科以外） 第2子	150,000 円
4	非課税世帯（通信制・専攻科）	50,100 円

事業内容	金額(千円)	事業内容の詳細
扶助費	2,420	生活保護受給世帯
	121,954	非課税世帯（通信制・専攻科以外）第1子
	59,100	非課税世帯（通信制・専攻科以外）第2子
	21,793	非課税世帯（通信制・専攻科）
合計	205,267	

○前年度からの増額理由

・単価増

非課税世帯（通信制・専攻科以外）第1子

103,500 円→129,600 円（+26,100 円）

非課税世帯（通信制・専攻科以外）第2子

138,000 円→150,000 円（+12,000 円）

非課税世帯（通信制・専攻科）

38,100 円→50,100 円（+12,000 円）

- ・家計急変により非課税に相当すると認められた世帯を支給対象に追加したため

決定額の考え方

4 参考事項

（1）各種計画での位置づけ

文部科学省の高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱により、都道府県が実施する奨学給付金制度の仕組みが決められた。

（2）後年度の財政負担

文部科学省の高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱により、2／3の負担となっており、全国都道府県も同負担となっている。

（3）事業主体及びその妥当性

事業主体は、県が行うこととされている。

事業評価調書

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

(事業目標)

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

高等学校等生徒の授業料以外の教育費負担の軽減を目的として、特に低所得の世帯を対象とした事業として創設。低所得世帯の生徒であっても金銭的な不利がなく教育を受けられるような環境整備に引き続き努める。

(目標の達成度を示す指標と実績)

指標名	事業 開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
		%	%	%	%	%
	(H)	()	()	()	()	()

○指標を設定することができない場合の理由

低所得者に対する修学支援であり、数値目標の設定ができない

(前年度の取組)

・事業の活動内容

対象となる学校へ周知し、事業実施中。

(前年度の成果)

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

高等学校等生徒の授業料以外の教育費負担の軽減が図られた。

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価) ○	<p>高等学校等生徒の授業料以外の教育費負担の軽減を目的として、特に低所得の世帯を対象とした事業。就学支援金及び授業料軽減補助金と同時に実施することにより生徒の経済的負担軽減の効果は大きく、必要性が高い。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおり又はそれ以上の効果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価) ○	<p>各世帯の経済状況により支給額が分けられており、生徒の経済的負担軽減の効率がよい。</p>
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価) △	<p>県内高等学校等だけでなく県外校に通学する生徒も対象となっており、対象生徒の把握及び周知が極めて困難であるうえ、就学支援金及び授業料軽減補助金との制度上の相違と個々に重複する添付書類等の整理が煩雑であり、国の制度設計上の改善の余地がある。</p>

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 <p>県内高等学校等だけでなく県外校に通学する生徒も対象となっており、対象生徒の把握及び周知が極めて困難であるうえ、就学支援金及び授業料軽減補助金との制度上の相違と個々に重複する添付書類等の整理が煩雑であり、国の制度設計上の改善の余地がある。</p>

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか <p>国の制度変更に伴って岐阜県私立高等学校等奨学給付金支給要綱上で修正し、各私立学校や保護者の意見を踏まえて実施する。</p>

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

<p>組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課</p>	<p style="text-align: right;">【 課 】</p>
<p>組み合わせて実施する理由や期待する効果 など</p>	